

## 簡易な調理行為の範囲について（案）

コンビニエンスストア等に係る飲食店営業施設基準等の取扱いに関するガイドライン抜粋（厚生労働省）

### < 簡易な調理行為の例示 >

完成品又は半完成品からの簡易な調理行為

半完成品たる唐揚げ等をフライヤーで揚げる調理

完成品たるおにぎり等をオーブンで焼成する調理

完成品たるおでんをおでん鍋で加温する調理

原材料を仕入れ、完成された形態へと調理し、販売等する業態については、明らかに簡易な調理行為とはいえず対象外



### 都における考え方

簡易な調理行為とは、下記の条件をすべて満たしているもの

汚染度の高いものを取扱わない

原材料等の洗浄が必要ない

作業工程が少ない

使用する器具が少ない

提供品目数が少ない



### 簡易な調理行為の範囲

完成品又は半完成品からの調理行為

主な作業工程が1工程（調味料を使用する工程は除く。）のみの調理行為